

第5章 特定事業の内容 【本編P.31～】

特定事業とは、基本構想における生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体的な計画にするためのものです。

アンケート調査やまち歩きワークショップ等での市民意見やバリアフリー化の促進に向けた配慮事項を基に事業内容を設定しています。

6つの特定事業の主な内容					
特定事業種別	事業数	事業者	事業箇所	主な事業内容	実施時期
1.公共交通 特定事業	7	東日本旅客鉄道株式会社	市内3駅	ホームドアや可動式ホーム柵の設置	展望期
		国際興業株式会社	路線バス、tocoバス(美笹循環以外)	路線バスへのノンステップバス導入	前期
		埼京タクシー株式会社	tocoバス(美笹循環)、タクシー	乗務員の接客研修の充実	継続
2.道路 特定事業	67	国	国道298号	視覚障害者誘導用ブロックの連続性確保	前期
			国道17号	歩きスマホ、自転車利用のルール啓発等	継続
		埼玉県	県道3路線	視覚障害者誘導用ブロックの整備	後期
			戸田市	市道(58路線)、駅前交通広場(4箇所)	移動等円滑化基準に準じた歩道の整備(歩道の新設、歩道の横断勾配、視覚障害者誘導用ブロックの設置など)
3.交通安全 特定事業	1	埼玉県公安委員会、蕨警察署	重点整備地区内主要経路等	バリアフリー対応信号機の導入の推進	順次
4.建築物 特定事業	20	戸田市	公共施設(14施設)	緊急情報を文字で提供するモニターなどの設置	後期
		民間事業者等	民間施設(6施設)	受付や窓口における筆談用具設置とその周知	継続
5.都市公園 特定事業	2	戸田市	後谷公園、北部公園	北部公園の北側広場の舗装平坦化	前期
6.教育啓発 特定事業	1	戸田市	市民、市内小中学生、市職員等	バリアフリーに関する教育・啓発	継続

【実施時期の凡例】 前期：令和3年度～令和7年度、後期：令和8年度～令和12年度、展望期：令和13年度以降、継続：計画期間を通じて継続的に実施、順次：実現可能箇所・必要箇所から順次実施

第6章 バリアフリーに関する情報提供の取組 【本編P.93～】

情報のバリアフリー促進のための取組として、「いいとだマップの活用促進」を位置づけ、基本構想では下記の取組を行います。

いいとだマップの充実・活用促進

- (1) いいとだマップの操作性向上 (例：動画などを用いた操作方法の紹介 等)
- (2) 掲載情報の充実 (例：道路(生活関連経路)のバリア/バリアフリー情報の追加 等)
- (3) いいとだマップの利用促進 (例：SNSや市の広報などでの周知 等)

第7章 基本構想の実現に向けて 【本編P.96～】

下記の取組を推進し、促進方針の実現を促進していきます。

- (1) 特定事業計画の作成
- (2) 事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進
- (3) 基本構想の継続的な見直し

戸田市バリアフリー基本構想 【概要版】

発行年月 令和4年(2022年)3月
 編集・発行 戸田市役所 都市整備部 まちづくり推進課
 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
 電話 048-441-1800(代表) / FAX 048-433-2200

戸田市バリアフリー基本構想【概要版】

第1章 はじめに 【本編P.1～】

(1) 基本構想策定の目的

平成30年(2018年)5月のバリアフリー法の改正により、市町村における促進方針・基本構想の策定が努力義務となったことを踏まえ、市のバリアフリー推進の考え方を示すことを目的として、『戸田市移動等円滑化促進方針(以下「促進方針」という。)]を令和3年(2021年)3月に決めました。

既存の施設のうち、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設(生活関連施設)のバリアフリー化と、これらを結ぶ経路(生活関連経路)の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的として、『戸田市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)]を策定し、促進方針を実現するための重点整備地区や特定事業等についての具体的な事業を示します。

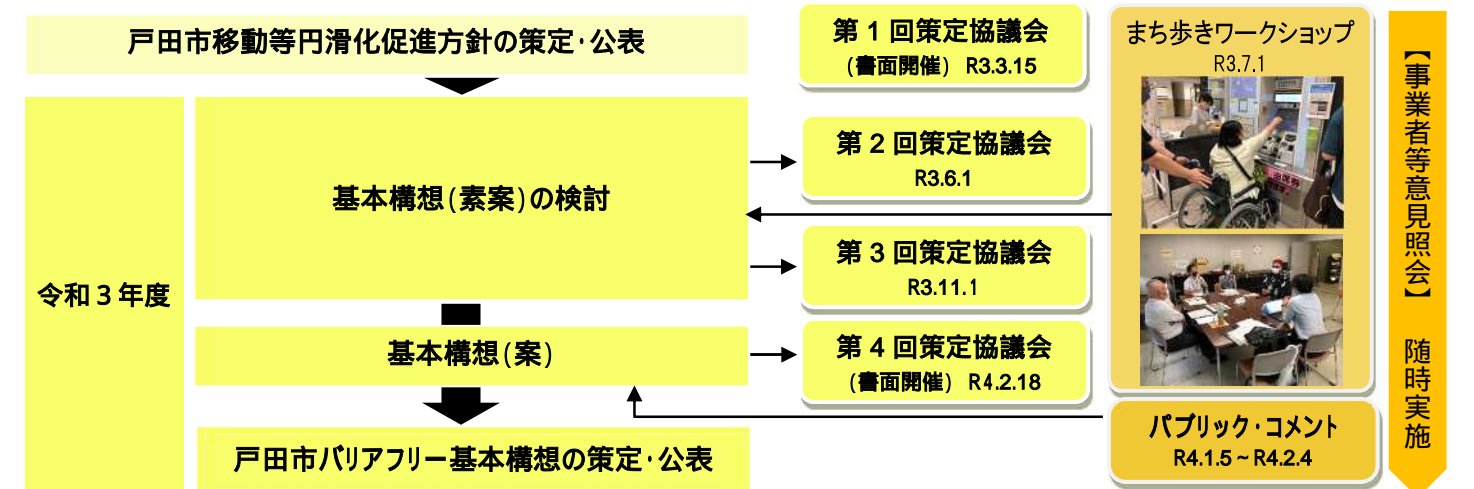
バリアフリー法(『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』を改正したもの) 一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的とした法律。基本理念を示すとともに取組の段階的かつ継続的な改良・向上を図り、さらなるバリアフリー化を推進するため、段階的な改正が行われている。

(2) 計画期間

基本構想の計画期間は、令和3年度～令和12年度(2021年度～2030年度)とします。

(3) 検討の進め方

戸田市バリアフリー基本構想策定協議会を中心に、まち歩きワークショップ及び事業者説明等を実施し、検討を進めました。



第2章 バリアフリー化の基本目標と基本方針 【本編P.10～】

(1) 基本目標

バリアフリー法に定める「共生社会の実現」を目指すため、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者、子育て世代、外国人や性的マイノリティなど全ての市民が社会生活をしていく上での様々なバリア(社会的障壁)の除去(=バリアフリー)を進めていきます。基本構想においても、促進方針で設定した基本目標を踏襲するものとします。

だれもが 認めあい、話しあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち

(2) 基本方針

基本構想においても、促進方針で設定した基本方針を踏襲するものとします。

- 1. だれもが移動しやすい環境づくり
- 2. 多様な当事者参加による共生社会の実現
- 3. 支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進
- 4. 安心して外出できるわかりやすい情報の発信
- 5. ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上
- 6. 段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

第3章 重点整備地区の設定 【本編P.16～】

(1) 重点整備地区の設定

重点整備地区とは、市内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための地区です。市のまちづくりの方向性との整合性を図る観点から、下記の考え方で重点整備地区を設定します。

促進方針で定めた移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」という。）の中に重点整備地区を定める。
 立地適正化計画に定める都市機能誘導区域は重点整備地区とする。
 都市機能誘導区域外であっても、各駅から半径500m程度以内に生活関連施設が立地する場合は、当該施設を含む範囲で重点整備地区を定める。
 各駅から半径500mを大きく超える場合であっても、高齢者、障がい者などが日常生活又は社会生活で利用する公共施設等が立地する場合は、当該施設も含む範囲で重点整備地区とする。

(2) 生活関連施設の設定

促進地区における生活関連施設の位置づけを踏襲し、高齢者、障がい者などが日常生活又は社会生活で利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などを生活関連施設として位置づけます。

(3) 生活関連経路の設定

促進地区における設定要件と同様に、生活関連施設相互をつなぐ経路を生活関連経路として位置づけます。

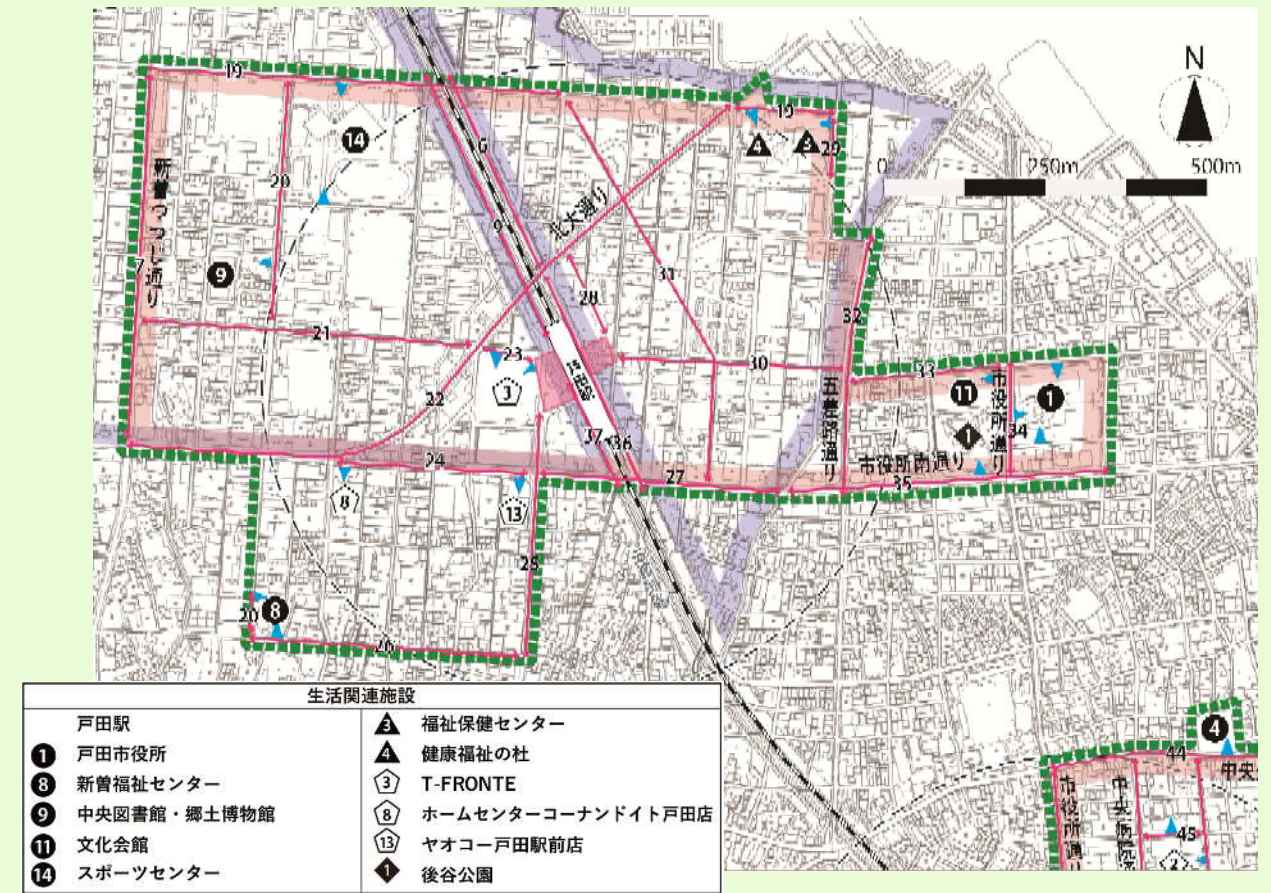
第4章 重点整備地区におけるバリアフリー化の促進 【本編P.21～】

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたって、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合や関連するガイドライン、条例等に留意した整備を推進します。また、アンケート調査やまち歩きワークショップでの市民意見を踏まえ、公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場含む）、都市公園等の5つの項目について、「バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項」を整理しています。

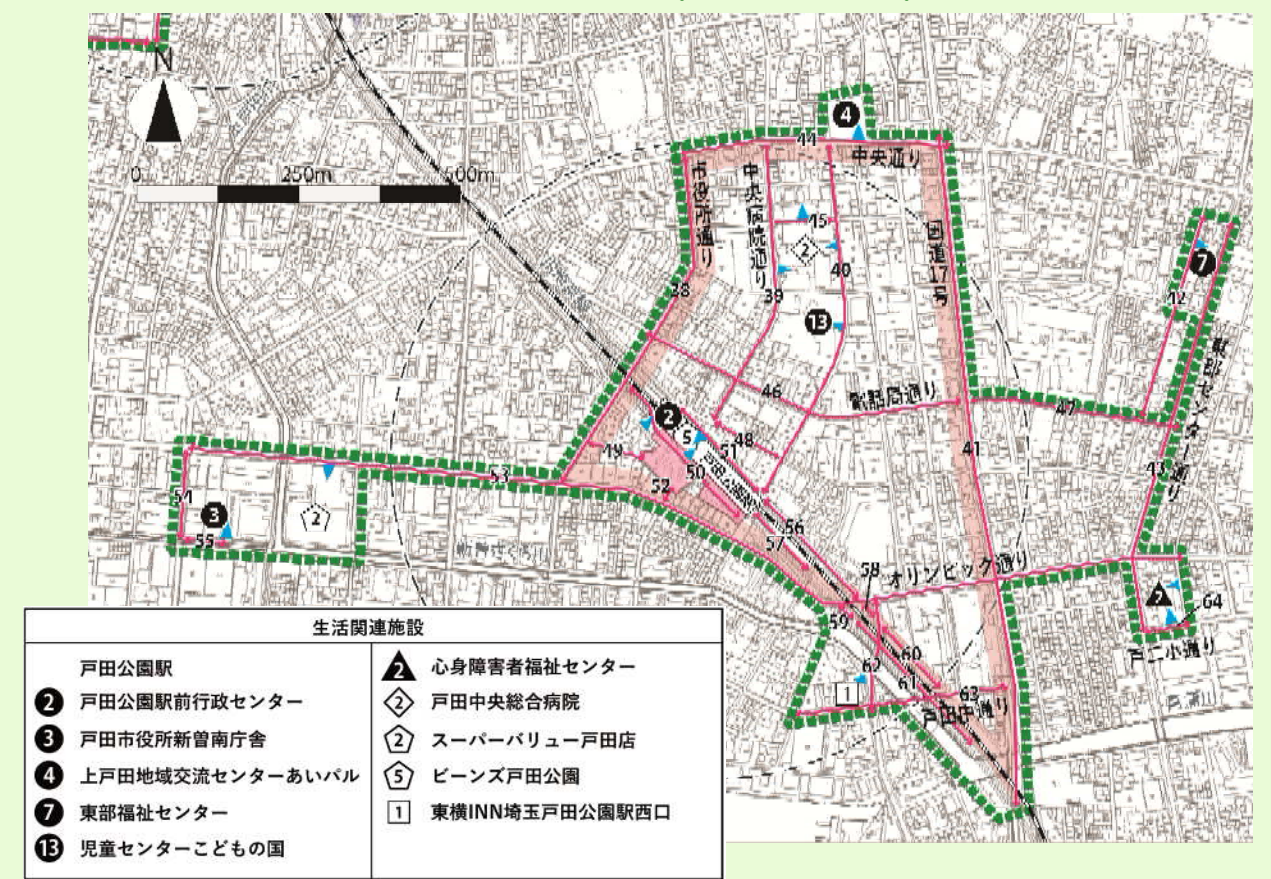
市民から意見が出された整備例



重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（戸田駅周辺）



重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（戸田公園駅周辺）



生活関連経路上の数字については、本編32～33ページの一覧の番号に対応しています。市内の主要な施設から、重点整備地区内の生活関連施設のみを掲載しているため、連番になっていません。

図 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路（北戸田駅周辺）

